

監 査 報 告 書

平成29年6月9日

公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金
理 事 長 松本正義 殿

監 事高坂 敬三.....印

監 事谷 信.....印

私どもは法令並びに定款の定めに基づき、公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金の第8期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業年度の監査を実施したので、次のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

監事は理事会に出席し、全ての審議の内容を把握するとともに、代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告を受けた。また、事業報告及び計算書類等を受領し、説明を受け、これらについて検討した。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、財団の状況を正しく示しているものと認める。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。
- ③業務の適正を確保するための体制整備についての理事会決議の内容は相当であると認める。

(2) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

以 上